各位

会 社 名 株式会社日清製粉グループ本社 代表者名 取 締 役 社 長 村 上 一 平 (コード番号: 2002 東証・大証第1部) 問合せ先 上席執行役員 総務本部広報部長 稲垣 泉 (TEL. 03-5282-6650)

# 当社子会社である株式会社NBCメッシュテック株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社日清製粉グループ本社(以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成22年7月29日 開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社NBCメッシュテック(コード番号:3534 東証第二部、 以下、「対象者」といいます。)の普通株式を公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)により取得す ることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 買付け等の目的等

### (1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の普通株式を 3,471,429 株所有するとともに、いずれも当社の完全子会社である日清アソシエイツ株式会社(以下、「日清アソシエイツ」といいます。)、日清エンジニアリング株式会社(以下、「日清トレーディング株式会社(以下、「日清トレーディングは大会社(以下、「日清トレーディング」といいます。)を通じてそれぞれ 585,000 株、195,000 株及び 130,000 株所有しております。当社、日清アソシエイツ、日清エンジニアリング及び日清トレーディングの4社(以下、4社を総称して「公開買付者ら」といいます。)合計の所有株式数は 4,381,429 株(平成 22 年 7 月 29 日現在の対象者の発行済株式総数 9,309,000 株に対する所有株式数の割合にして 47.07%(小数点以下第三位四捨五入))であり、当社は、実質支配力基準に基づき、対象者を連結子会社としております。この度、当社は、平成22 年 7 月 29 日開催の取締役会において、対象者を当社の100%子会社とすることを目的として、対象者の発行済普通株式の全て(公開買付者らが既に所有している対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数について、その上限及び下限を設定いたしません。

なお、対象者によれば、対象者は、平成22年7月29日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様が本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社グループ(当社並びに当社子会社及び当社関連会社をいいます。以下同じ。)は、現在、当社並びに当社子会社45社及び当社関連会社15社によって構成され、小麦粉及びふすま(副製品)の製造・販売を行う「製粉事業」、プレミックス、パスタ等の製造・販売及び外部から仕入れた加工食品の販売を行う「食品事業」並びに対象者事業を含む「その他事業」を主な事業としております。

当社グループは、平成21年4月から平成22年度末までの2か年の経営計画「日清製粉グループ行動計画 GO,2010」を実施中であり、目指すグループ像として、「日本国内における圧倒的シェアの獲得」、「存在感のある海外事業」、「原・燃料相場変動に対応したコスト構造(新発想によるコスト削減の実現)を有する事業群」、「新製品、新技術開発促進及びその裏づけとなる基礎技術研究と結びついた研究開発体制」、「資産圧縮など資産効率の改善を狙った資金管理方式等の導入によるスリムなバランスシートの実現とその結果としてのROE改善」などを掲げ、各戦略・施策を推進しております。

一方、昭和9年に当社創業者等により小麦製粉用の篩網(ふるいあみ)の国産化を目指し設立された対象者は、その後メッシュテクノロジーの進化と発展、製品化を追求し続けており、スクリーン印刷用メッシュクロスや化成品事業を拡大し、マーケットのニーズに柔軟にこたえてまいりました。現在、製品群は数千種類に及んでおり、極細モノフィラメント糸を使用した高メッシュ製品は、世界屈指の独自製造技術により生産されています。

このように新技術の開発・用途開発・顧客開発に対象者グループ(対象者並びに対象者子会社及び対象者関連会社をいいます。)が一丸となって取り組んだ結果、対象者はメッシュテクノロジーメーカーとしてマーケットを広げることに成功し、対象者の製品は、エレクトロニクス、自動車、通信、家電、医療を始めとした幅広い産業分野において世界 40 ヵ国以上で利用され、高い評価を獲得しております。グローバル市場においても対象者のメッシュテクノロジーは世界最先端としてトッププレゼンスを確立しており、『それぞれの業界・領域でナンバーワンを目指す』という当社グループ戦略を体現しているといえます。

対象者は、スクリーン印刷用メッシュクロスの世界シェアの向上を目指しております。既に約4分の1を占める印刷用スクリーンでの世界シェアを更に引き上げるべく、北米及び中国に販社、欧州に駐在事務所、インドネシアに製造拠点を設立し、北米・欧州市場と中国市場への拡大戦略を始動させています。生産体制に関しましても、生産効率向上とお客様の厳しい品質要求にこたえるため、業界最先端となる静岡菊川工場を完成させ本格稼働いたしました。また、太陽電池等の注目分野に広く利用される金属繊維メッシュクロスの生産・販売にも積極的に取組んでおります。

対象者は、同社の成長を支え、新領域への事業拡張を含めた今後の展開の原動力となる研究開発の推進を図るほか、海外市場への積極的な展開、国内市場の販売力強化、生産・購買部門における徹底したコストダウンを進め、収益力向上に努めております。

しかしながら、対象者の事業環境に関しましては、金融危機に端を発した景気低迷が長期化する中、得意先関連業界であるプリント基板業界は、需要減少に対応するための工場集約など生産体制の再構築を進めております。同じく主要な得意先業界である自動車部品業界でも、一部を除き、世界的に厳しい状況となっております。

また、大きく変動する原・燃料コストや国内の少子高齢化など、事業を取り巻く環境やマーケットの変化はますます複雑化しております。

対象者が、このような厳しい事業環境の中、持続的な成長を図るためには、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な事業拡大を見据えた経営を実践するとともに、必要な資金、人材等の経営資源を安定的、かつタイムリーに調達できる体制を確保する必要があり、当社と対象者がこれまで以上に緊密に連携を取り、より強固な相互協力体制を構築していくことが必要不可欠であると判断いたしました。この点を踏まえ、当社は対象者との間で協議を重ねてまいりました結果、当社グループの 100%子会社として経営を行うことが、対象者の長期的な企業価値の向上、ひいては当社グループ全体の企業価値の向上に貢献するとの結論に至りました。

対象者が当社の 100%子会社となることで、変化の激しいマーケットにより柔軟に対応した経営を実践していくことが可能となります。対象者は、中長期的な視野に立ち、各戦略施策に経営資源を集中するとともに、潜在的な利益相反の問題など対象者が上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、当社グループ各社との技術開発・研究開発等の相互連携を推進し、当社グループの人的リソース・財務リソース等の豊富なグループ経営資源の効率的かつ機動的な活用によって国内市場での更なるシェアアップ及び海外事業展開のスピードアップが期待できます。また、上場維持コスト等の負担軽減や管理コストの減少等、様々なメリットを享受できるものと考えております。その結果、当社グループの長期的な企業価値の拡大に貢献するものと確信しております。

メッシュクロスビジネスは応用範囲の広い事業であるとともに、今後の技術開発及び各分野への応用等により、非常に大きな成長が期待できる事業と考えております。ハイテク企業である対象者は、高度なメッシュクロス技術を活用し、成長分野である医療機器や太陽電池を始めとした環境関連、さらには高機能携帯情報端末を始めとするタッチパネル等の電子機器向けに市場開発に取り組んでおります。また、昨年には独自技術である機能性無機ナノ粒子固定化技術(Nafitec)を応用した抗ウイルス技術(Cufitec)を開発するなど、技術開発に注力しております。対象者は、世界屈指の技術を基盤として事業を展開しておりますが、各産業における今後の技術革新及び急激な環境の変化に対応し、事業を維

持・拡大していくためには、今後とも競合他社に勝る技術力・開発力の保持・向上並びに成長産業に迅速かつ的確に対応する技術開発が必須条件となります。また、それらの技術を国内だけでなく、世界各国において事業に結び付けていくことが求められます。そのためには、必要な資金、人材等の経営資源を安定的に、かつタイムリーに調達できる体制を確保することが必要ですが、当社の100%子会社となることで、資金供給を含め、当社グループの様々なリソースを活用し、環境・医療分野を始めとする各分野で新規技術の開発及び事業拡大のスピードアップを図り、市場において競争優位性を継続的に発揮していくことが期待されます。

特に対象者の有する技術は応用範囲が広いことから、粉体及びナノ粒子に関する技術開発やその他の事業分野での製造技術、研究開発等において当社グループ各社との連携を強化することにより、新規技術の開発や新領域への事業拡張等が更に推進できるものと期待されます。また海外事業展開についても、対象者と当社及び当社グループ各社が密接に情報交換を行い連携することによる推進力の強化が期待されます。

当社グループ各社は、各々の事業特性や業界環境に対応して、一定の事業領域において1位か、或いはその可能性のある事業を営むことにより、自立する企業が連合して発展することを目指しております。対象者につきましても、事業展開する市場により柔軟に対応した経営を実践し、事業拡大のスピードアップを図るとともに長期的企業価値の増大に努めてまいります。一方、当社は対象者の100%親会社として対象者の事業拡大のための必要な支援を実施するとともに株主の観点から対象者の経営に関与し、グループ業績を拡大してまいる所存であります。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

当社は、対象者が当社の連結子会社であることに鑑み、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。

# ① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーである株式会社ラザードフレール(以下、「ラザードフレール」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。ラザードフレールは、対象者株式について、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュフロー法(以下、「DCF法」といいます。)による算定を行い、当社は平成22年7月28日にラザードフレールから対象者の株式価値に関する算定書(以下、「公開買付者算定書」といいます。)を取得いたしました。なお、当社は、ラザードフレールから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

なお、ラザードフレールによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果の概要は、以下のとおりです。

市場株価法	710 円から 773 円
類似上場会社比較法	1,068 円から 1,518 円
DCF法	1, 263 円から 1, 476 円

なお、当社は、対象者の株式価値の財務分析を行ったラザードフレールから当該分析を行うに際しての仮定、手続、考慮要素、前提条件及び制約事項に関する補足説明を受けております。詳細は後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」における(注)をご覧ください。

当社は、ラザードフレールから取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成22年7月29日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金1,395円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり金1,395円は、平成22年7月28日の株式会社東京証券取引所 (以下、「東京証券取引所」といいます。)市場第二部における対象者の普通株式の普通取引終値の722円 に対して93.2% (小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヵ月間(平成22年6月29日から平成22年7月 28 日まで)の普通取引終値の単純平均値 712 円 (小数点以下四捨五入) に対して 95.9% (小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヵ月間 (平成22年4月30日から平成22年7月28日まで) の普通取引終値の単純平均値 710円 (小数点以下四捨五入) に対して 96.5% (小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヵ月間 (平成22年1月29日から平成22年7月28日まで) の普通取引終値の単純平均値773円 (小数点以下四捨五入) に対して 80.5% (小数点以下第二位四捨五入) のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

他方、対象者によれば、対象者は、当社が対象者の親会社であることから、本公開買付価格の公正性を担保する観点から、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者の関連当事者に該当せず、当社及び対象者から独立した財務アドバイザーである株式会社KPMGFAS(以下、「KPMG」といいます。)を第三者算定機関として選定し、対象者株式の価値の算定を依頼しました。KPMGは、対象者株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣から対象者の事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者株式の価値分析を実施し、平成22年7月28日付で株式価値算定書(以下、「対象者算定書」といいます。)を提出したとのことです。なお、対象者は、KPMGから本公開買付価格の妥当性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

対象者によれば、KPMGは、対象者算定書において、市場株価平均法及びDCF法を用いて対象者株式の価値分析を実施しており、上記手法に基づき分析した対象者株式1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

### i. 市場株価平均法:710円から773円

市場株価平均法では、平成22年7月28日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値、直近1ヵ月平均、直近3ヵ月平均、直近6ヵ月平均を基に、対象者株式1株当たりの株式価値を710円から773円と算定しております。また、これらの分析に加えて、本公開買付価格の妥当性を判断する参考情報として、過去の類似公開買付け事例の買付価格において付与された市場株価に対するプレミアムの水準に関する分析を行っております。

### ii. DCF法: 1,229円から1,479円

DCF法では、直近までの業績の動向を考慮した上で対象者が作成したスタンドアローンベースの将来 利益計画に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で 現在価値に割り引くことにより株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値を1,229円から 1,479円と算定しております。なお、KPMGの対象者株式の株式価値の分析において、DCF法の基礎 として採用した対象者の事業計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

### ② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を 担保するために、当社及び対象者から独立した法務アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選 任し、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等に関して、必要な法的助言を 受けているとのことです。

### ③ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者取締役会においては、中村・角田・松本法律事務所からの助言を踏まえ、KP MGの対象者算定書を参考にし、当社による対象者の 100%子会社化を目的とした本公開買付けについて、当社グループ各社との相互連携や当社の有する経営資源の活用等の可能性、本公開買付けの諸条件、当社との協議・交渉の結果等も考慮し、慎重に協議、検討を重ねたとのことです。その結果、対象者としては、本公開買付けの実施が当社のみならず対象者にとっても企業価値の向上に資するものであり、また対象者の株主の皆様に対しても、合理的な価格による対象者株式の売却機会を提供するものであって、対象者の少数株主の利益保護にも十分留意されていると判断し、平成22年7月29日開催の対象者取締役会において、利害関係を有する取締役(丸尾俊雄氏)を除く対象者取締役5名(独立役員である社外取締役1名を含みます。)全員の一致で、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。かかる取締役会において、利害関係を有しない監査役全員(1名)は、対象者の取締役会が本公開買付けに関して上記意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、平成22年7月29日開催の対象者取締役会において、上記決議に先立ち、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない対象者の独立役員尾崎安央氏からは、本公開買付けに関して上記意見を表明し、本公開買付け後に全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウト(後記「(4)本公開買付け

後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本公開買付け後に予定する一連の手続をいいます。以下同じ。)により対象者が当社の100%子会社となる一連の取引等について、その目的が対象者の企業価値の向上の観点から検討されていること、本公開買付価格及びその後のスクイーズアウトの際に対象者の株主の皆様に最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については独立した第三者算定機関であるKPMGの対象者算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ当社と対象者との間で行われた協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であり、対象者がその協議・交渉において対象者少数株主の利益に配慮して行動したことの説明に納得することができたこと等から、少数株主の利益保護という点でも問題はないと判断する旨の意見を入手しているとのことです。対象者取締役会は、当該意見も踏まえて慎重に審議した結果、上記決議を行ったとのことです。

また、対象者取締役のうち、当社の取締役を兼務している丸尾俊雄氏は、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことです。また、対象者の監査役のうち、当社の監査役を兼任している渡邉誠氏及び当社と嘱託契約を締結している村田國彦氏は、同様に利益相反防止の観点から、対象者の取締役会の本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記決議に対して意見を差し控えているとのことです。

# ④ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。さらに、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性等の担保にも配慮しております。

### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の 100%子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者の発行済株式の全て(公開買付者らが既に所有している対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。) を取得する予定です。

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全て(公開買付者らが既に所有している対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、当社は、以下の方法により、当社が対象者の発行済株式の全て(公開買付者らが既に所有している対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、①対象者を会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。)の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款一部変更を行うこと、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。)を付すことを内容とする定款一部変更を行うこと、及び③当該全部取得条項が付された対象者株式の全部(対象者の所有する自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)をすみやかに開催することを対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただくと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下、「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、上記②の定款一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することも要請する予定です。なお、公開買付者らは、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

上記本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成 22 年 11 月頃を目処としておりますが、その具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者がすみやかに公表する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての株式は全部取得条項付の株式とされた上で、 全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様に は当該取得の対価として対象者の別個の種類の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様 のうち、交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数に1株に満たない端数がある株主の皆様に対し ては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合 は当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却すること(対象者がそ の全部又は一部を買い取ることを含みます。)によって得られる金銭が交付されることになります。なお、 当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却価格(及びその結果株主の皆様に交付さ れることになる金銭の額)については、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。 また、全部取得条項が付された対象者株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、現在 未定ですが、当社は、対象者に対し、公開買付者らが対象者の発行済株式の全て(対象者が所有する自己 株式を除きます。)を所有することとなるよう、公開買付者ら以外の本公開買付けに応募されなかった対 象者の株主の皆様に対して交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定 することを要請する予定です。なお、日清アソシエイツ、日清エンジニアリング及び日清トレーディング が所有する対象者の普通株式については、本公開買付けに応募しない予定ですが、本公開買付けを行った 後における公開買付者らの株券等の所有割合、上記手続において対価として交付される対象者株式の種類 及び数、並びに当社グループにおける資本関係及びグループ政策等を総合的に検討し必要と認めた場合に は、公開買付期間終了後に公開買付者らの間において、公開買付者らが所有する対象者普通株式を譲渡そ の他の方法により異動する可能性があります。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記②の対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款一部変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記③の全部取得条項が付された対象者株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(イ)又は(ロ)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

当社は、上記各手続に関して、本公開買付け後の公開買付者らの対象者株式の所有状況、公開買付者ら以外の対象者の株主の皆様の対象者株式の所有状況、又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を対象者に要請し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、当社は、公開買付者ら以外の対象者の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、対象者を 100%子会社とすることを予定しております。この場合に当該対象者の株主の皆様に交付される金銭の額についても、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われない予定です。

(6)公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項 日清アソシエイツ、日清エンジニアリング及び日清トレーディングは、公開買付者に対して、その所有 する対象者の普通株式全部(合計 910,000 株)について、本公開買付けに応募しない旨を表明しており、 公開買付者は、これに同意しております。

### (7) その他

当社は、本公開買付けの開始と同時に、現在当社の連結子会社であるオリエンタル酵母工業株式会社を 当社の100%子会社とすることを目的として、同社の普通株式に対する公開買付けを実施します。

# 2. 買付け等の概要

# (1)対象者の概要

( -	7 7 3 - 3 - 1				·	
1	名			称	株式会社NBCメッシュテック	
2	② 所 在 地 :		地	東京都日野市豊田二丁目 50 番地の 3		
3	③ 代表者の役職・氏名 付		氏名	代表取締役社長 石塚 昭夫		
4	事業内容メッシュクロス、成形フィルターの製造・販売					
(5)	資	本		金	1,992 百万円(平成 22 年 3 月 31 日現在)	
6	設	立年	月	日	昭和9年11月6日	
7	+ #	主及び	<b>技</b> #	生 比 索	株式会社日清製粉グループ本社	37. 29%
					日清アソシエイツ株式会社	6.28%
	(十成	22 年 3 月	31 [	1 児仕)	UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	3.49%
					(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	
					クレディ スイス ルクセンブルグ エスエー デポジタリー	2.66%
					バンク(常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	
					株式会社みずほコーポレート銀行	2.28%
					日清エンジニアリング株式会社	2.09%
					NBCメッシュテック社員持株会	1.74%
					日清トレーディング株式会社	1.39%
					日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1.22%
					クリアストリーム バンキング エス エー	1.07%
					(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	
⑧ 公開買付者と対象者の関係						
	資	本	関	係	当社は平成 22 年 3 月 31 日現在、間接所有分を含め対象者発行済株式 総数の 47.07%を所有しております。	
	人	的	関	係	下記の者は、当社と対象者の役職を兼任しております。 取締役: 丸尾俊雄氏(当社取締役) 監査役: 渡邉誠氏(当社常勤監査役)、村田國彦氏(当社嘱託社員) また、当社の従業員が1名対象者に出向しております。	
	取	引	関	係	当社関係会社は、対象者から製品を購入しております。	
	関連該	当 事	者 状	へ の 況	対象者は、当社の連結子会社であり、当社の関連当事者にす。	 こ該当しま

# (2) 買付け等の期間

- ① 届出当初の買付け等の期間平成22年7月30日(金曜日)から平成22年9月13日(月曜日)まで(32営業日)
- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性 該当事項はありません。

# (3) 買付け等の価格 普通株式1株につき、1,395円

### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーであるラザードフレールに対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。ラザードフレールは、対象者株式について、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法による算定を行い、当社は平成22年7月28日にラザードフレールから公開買付者算定書を取得いたしました。なお、当社は、ラザードフレールから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

なお、ラザードフレールによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果の概要は、以下のとおりです。

市場株価法	710 円から 773 円
類似上場会社比較法	1,068 円から 1,518 円
DCF法	1, 263 円から 1, 476 円

なお、当社は、対象者の株式価値の財務分析を行ったラザードフレールから当該分析を行うに際しての 仮定、手続、考慮要素、前提条件及び制約事項に関する補足説明を受けております。詳細は後記「② 算 定の経緯」における(注)をご覧ください。

市場株価法では、平成 22 年 7 月 28 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日の終値 722 円、直近 1 ヵ月平均値 712 円 (小数点以下四捨五入)、直近 3 ヵ月平均値 710 円 (小数点以下四捨五入) 及び直近 6 ヵ月平均値 773 円 (小数点以下四捨五入) を基に、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 710 円から 773 円までと分析しております。

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を1,068円から1,518円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成23年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を1,263円から1,476円までと分析しております。

当社は、ラザードフレールから取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成22年7月29日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金1,395円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である 1 株当たり金 1,395 円は、平成 22 年 7 月 28 日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の普通取引終値の 722 円に対して 93.2% (小数点以下第二位四捨五入)、過去 1 ヵ月間(平成 22 年 6 月 29 日から平成 22 年 7 月 28 日まで)の普通取引終値の単純平均値 712 円 (小数点以下四捨五入)に対して 95.9% (小数点以下第二位四捨五入)、過去 3 ヵ月間(平成 22 年 4 月 30 日から平成 22 年 7 月 28 日まで)の普通取引終値の単純平均値 710 円(小数点以下四捨五入)に対して 96.5% (小数点以下第二位四捨五入)、過去 6 ヵ月間(平成 22 年 1 月 29 日から平成 22 年 7 月 28 日まで)の普通取引終値の単純平均値 773 円(小数点以下四捨五入)に対して 80.5% (小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

#### ② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

昭和9年に当社創業者等により小麦製粉用の篩網(ふるいあみ)の国産化を目指し設立された対象者は、 グローバル市場においてもメッシュテクノロジーの世界最先端としてトッププレゼンスを確立しており、 『それぞれの業界・領域でナンバーワンを目指す』という当社グループ戦略を体現しているといえます。

しかし、金融危機に端を発した景気低迷が長期化する中、得意先関連業界であるプリント基板業界は、需要減少に対応するための工場集約など生産体制の再構築を進めております。同じく主要な得意先業界である自動車部品業界でも、一部を除き、世界的に厳しい状況となっております。また、大きく変動する原・燃料コストや国内の少子高齢化など、事業を取り巻く環境やマーケットの変化はますます複雑化しております。

このような厳しい事業環境の中、対象者が持続的な成長を図るためには、短期的な業績変動に過度に捉 われず、中長期的な事業拡大を見据えた経営を実践するとともに、必要な資金、人材等の経営資源を安 定的、かつタイムリーに調達できる体制を確保する必要があり、当社と対象者がこれまで以上に緊密に 連携を取り、より強固な相互協力体制を構築していくことが必要不可欠であると判断いたしました。こ の点を踏まえ、当社は対象者との間で、平成22年4月頃から両社の企業価値向上を目的とした諸施策に ついての協議・検討を開始し、対象者を当社の 100%子会社とすることについて、対象者を含めた当社の 上場子会社の位置づけ、当該上場子会社における既存の少数株主の利益、及び上場子会社の非上場化と いう側面からも充分に検討を重ねてまいりました。その結果、対象者が当社の 100%子会社となることで、 変化の激しいマーケットにより柔軟に対応した経営を実践していくことが可能となり、また、上場維持 コスト等の負担軽減や管理コストの減少等、様々なメリットを享受できるものと考えられることから、 当社グループの長期的な企業価値の向上に資するものと判断し、平成22年6月下旬頃には、対象者を当 社の 100%子会社とすることについての正式な提案を当社から行いました。当該提案を受け、対象者側に おいても正式に検討・分析を進めることとし、また、当社及び対象者の間において、複数回にわたる協 議・交渉を重ねてまいりました。その結果、当社グループの 100%子会社として経営を行うことが、対象 者の長期的な企業価値の向上、ひいては当社グループ全体の企業価値の向上に貢献するとの結論に至り、 当社は平成22年7月29日に、本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により、本公開買付 価格について決定いたしました。

# (i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーであるラザードフレールに対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。ラザードフレールは、対象者株式について、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法による算定を行い、当社は平成22年7月28日にラザードフレールから公開買付者算定書を取得いたしました。なお、当社は、ラザードフレールから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

#### (ii) 当該意見の概要

ラザードフレールは、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	710 円から 773 円
類似上場会社比較法	1,068 円から 1,518 円
DCF法	1,263 円から 1,476 円

### (iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、ラザードフレールから取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成22年7月29日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金1,395円と決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置)

当社は、対象者が当社の連結子会社であることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。

### a) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーであるラザードフレールに対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。ラザードフレールは、対象者株式について、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法による算定を行い、当社は平成22年7月28日にラザードフレールから公開買付者算定書を取得いたしました。なお、当社は、ラザードフレールから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

当社は、ラザードフレールから取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成22年7月29日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金1,395円と決定いたしました。

他方、対象者によれば、対象者は、当社が対象者の親会社であることから、本公開買付価格の公正性を担保する観点から、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者の関連当事者に該当せず、当社及び対象者から独立した財務アドバイザーであるKPMGを第三者算定機関として選定し、対象者株式の価値の算定を依頼しました。KPMGは、対象者株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣から対象者の事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者株式の価値分析を実施し、平成22年7月28日付で対象者算定書を提出したとのことです。なお、対象者は、KPMGから本公開買付価格の妥当性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

対象者によれば、KPMGは、対象者算定書において、市場株価平均法及びDCF法を用いて対象者株式の価値分析を実施しており、上記手法に基づき分析した対象者株式1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

# i. 市場株価平均法:710円から773円

市場株価平均法では、平成 22 年 7 月 28 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値、直近 1 ヵ月平均、直近 3 ヵ月平均、直近 6 ヵ月平均を基に、対象者株式 1 株当たりの株式価値を 710 円から 773 円と算定しております。また、これらの分析に加えて、本公開買付価格の妥当性を判断する参考情報として、過去の類似公開買付け事例の買付価格において付与された市場株価に対するプレミアムの水準に関する分析を行っております。

### ii. DCF法: 1,229円から1,479円

DCF法では、直近までの業績の動向を考慮した上で対象者が作成したスタンドアローンベースの将来利益計画に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値を1,229円から1,479円と算定しております。なお、KPMGの対象者株式の株式価値の分析において、DCF法の基礎として採用した対象者の事業計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

### b) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を 担保するために、当社及び対象者から独立した法務アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を 選任し、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等に関して、必要な法的助 言を受けているとのことです。

# c) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者取締役会においては、中村・角田・松本法律事務所からの助言を踏まえ、KP MGの対象者算定書を参考にし、当社による対象者の 100%子会社化を目的とした本公開買付けについて、

当社グループ各社との相互連携や当社の有する経営資源の活用等の可能性、本公開買付けの諸条件、当社との協議・交渉の結果等も考慮し、慎重に協議、検討を重ねたとのことです。その結果、対象者としては、本公開買付けの実施が当社のみならず対象者にとっても企業価値の向上に資するものであり、また対象者の株主の皆様に対しても、合理的な価格による対象者株式の売却機会を提供するものであって、対象者の少数株主の利益保護にも十分留意されていると判断し、平成22年7月29日開催の対象者取締役会において、利害関係を有する取締役(丸尾俊雄氏)を除く対象者取締役5名(独立役員である社外取締役1名を含みます。)全員の一致で、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。かかる取締役会において、利害関係を有しない監査役全員(1名)は、対象者の取締役会が本公開買付けに関して上記意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、平成22年7月29日開催の対象者取締役会において、上記決議に先立ち、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない対象者の独立役員尾崎安央氏からは、本公開買付けに関して上記意見を表明し、本公開買付け後に全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウトにより対象者が当社の100%子会社となる一連の取引等について、その目的が対象者の企業価値の向上の観点から検討されていること、本公開買付価格及びその後のスクイーズアウトの際に対象者の株主の皆様に最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については独立した第三者算定機関であるKPMGの対象者算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ当社と対象者との間で行われた協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であり、対象者がその協議・交渉において対象者少数株主の利益に配慮して行動したことの説明に納得することができたこと等から、少数株主の利益保護という点でも問題はないと判断する旨の意見を入手しているとのことです。対象者取締役会は、当該意見も踏まえて慎重に審議した結果、上記決議を行ったとのことです。

また、対象者取締役のうち、当社の取締役を兼務している丸尾俊雄氏は、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことです。また、対象者の監査役のうち、当社の監査役を兼任している渡邉誠氏及び当社と嘱託契約を締結している村田國彦氏は、同様に利益相反防止の観点から、対象者の取締役会の本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記決議に対して意見を差し控えているとのことです。

### d) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、32 営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。さらに、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性等の担保にも配慮しております。

(注) 平成 22 年 7 月 28 日を基準日として、対象者の株式価値の財務分析を行ったラザードフレールから受領している当該分析を行うに際しての仮定、手続、考慮要素、前提条件及び制約事項に関する補足説明は以下のとおりです。

公開買付者算定書は、公開買付者の取締役会が本公開買付価格を算定するに際し、同取締役会に情報を提供し、助力するために、同取締役会に提供されたものです。公開買付者は、ラザードフレールから本公開買付価格の公正性の評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。公開買付者は、ラザードフレールに対し、公開買付者が本公開買付けを行う基礎となった意思決定の利点や、公開買付者がとりうる他の取引や戦略的手段と比較した場合における本公開買付けの相対的な利点について考慮すべきことを依頼しておらず、ラザードフレールはかかる点を検討対象としていません。公開買付者算定書は、本公開買付けに応募することを推奨することを意図しておらず、また、推奨を構成するものでもありません。対象者の株式の保有者は、本公開買付けにおいて株式を応募するか否かの意思決定において、公開買付者算定書に依拠すべきではありません。公開買付者算定書は、公開買付者算定書の作成日現在において妥当する経済、金融、市場その他の状況及び同日現在ラザードフレールが入手可能な情報に依拠しています。ラザードフレールは、公開買付者算定書の作成日より後に発生する状況、事象又は変化に基づき、公開買付者算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。ラザードフレールは、対象者又は公開買付者普通株式のいかなる時点の取引価格についても一切意見を表明するものではありません。

財務分析を行うに際し、ラザードフレールは、ラザードフレールに対して提供され、ラザードフレールが協議又は検討した財務、会計、法務、税務その他の情報(かかる情報の一部には、買付者及び対象者より提供さ

れた対象者の将来業績見通しに関する対象者の報告、予測及び予想に基づくものが含まれている場合があります。)の正確性及び完全性について、何ら独自の検証を行う責任を負うことなくこれを前提とし、依拠しています。ラザードフレールは、かかる情報に関していかなる責任を負うものでもありません。ラザードフレールは、対象者若しくはその子会社の資産若しくは負債又は対象者若しくはその子会社の支払能力若しくは公正価値について独自の評価又は鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ラザードフレールが検討した財務予測について、公開買付者の同意の下、ラザードフレールは、対象者の将来の財務成績についての買付者及び対象者の経営陣の現時点における最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されていることを前提としました。ラザードフレールは、当該予測又は当該予測が前提とした仮定について、責任を負うものでも見解を表明するものでもありません。ラザードフレールは、法務、税務、規制上又は会計に関する事項に関して一切の見解又は意見を表明するものではなく、公開買付者が必要と判断する法務、税務、規制上又は会計に関する事項については、公開買付者は資格を有する専門家から助言を得たと理解しております。ラザードフレールの分析及び検討において用いられた予測及びかかる分析及び検討から導かれる結果について、相当程度の不確実さが含まれることは避けられません。ラザードフレールは、考慮したいずれかの要素又は実施した分析について、特に重点を置くものではありません。

ラザードフレール及びその関連会社は、広範囲におけるフィナンシャル・アドバイザリー業務その他の金融サービスを提供しています。ラザードフレール及びその関連会社は、過去において、対象者、公開買付者又はそれらの関連会社に対して、ラザードフレール及びその関連会社において報酬を得て、フィナンシャル・アドバイザリー業務を提供したことがあり、現在も提供し、又は将来において提供する可能性があります。また、ラザードフレールの関連会社及びLFCM Holdings LLC(その大部分をラザードフレールの間接的な親会社のマネジング・ディレクターが保有している事業体)は、通常業務として、自己及び顧客の勘定で公開買付者及び/又は対象者及びそれらの関連会社の証券を積極的に取引し、その結果、これらの証券のロング又はショートのポジションを有することがあり得ます。公開買付者は、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのラザードフレールの業務に関連して、ラザードフレールに対して本公開買付けの完了を条件とするものを含む報酬を支払うことに同意しています。公開買付者は、また、ラザードフレールの業務に関連して発生した一定の経費をラザードフレールに対して支払い、かつ、ラザードフレールの業務から生じ又はこれに関連して一定の状況において生じる一定の責任について、ラザードフレールを補償することにも合意しています。

公開買付者算定書は、公開買付者の取締役会において考慮された多くの要素の一つです。したがって、上記の分析及び検討の要約は、本公開買付価格に関する公開買付者の取締役会の意見に関し、又は公開買付者の取締役会が異なる取引を提案し若しくは異なる公開買付価格を公正と判断したか否かに関し、決定的な要素であったと理解されてはなりません。本公開買付届出書における公開買付者算定書に関する記載は、本公開買付届出書に添付されている公開買付者算定書の全文を参照することにより、全体として適切なものとなります。

### ③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー(算定機関)であるラザードフレールは、当社の関連当事者に は該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

# (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,591,786(株)	—(株)	—(株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載しているとおり、対象者が平成22年6月29日に提出した第104期有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の発行済株式総数(9,309,000株)から、現在において公開買付者らが所有する対象者の株式数(合計4,381,429株)及び同有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在において対象者が所有する自己株式数(335,785株)を控除したものになります。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求 権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

# (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の	34,714 個	(買付け等前における株券等所有割合 38.69%)
所有株券等に係る議決権の数	01, 111 E	(X111) 4-111-001, 2-1/201-4-1/1 H H H 100: 00 /01
買付け等前における特別関係者の	9, 100 個	(買付け等前における株券等所有割合 10.14%)
所有株券等に係る議決権の数	9, 100 恒	(負別り等制におりる体分等別有部日 10.1470)
買付予定の株券等に係る議 決 権 の 数	45, 917 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	89, 696 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(4,591,786株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下、「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としておりますが、特別関係者のうち、日清アソシエイツ、日清エンジニアリング及び日清トレーディングの所有する普通株式(合計910,000株)については本公開買付けには応募しない予定です。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年6月29日に提出した第104期有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の単元未満株式3,100株から、平成22年3月31日現在の対象者の所有する単元未満自己株式85株を控除した3,015株に係る議決権の数である30個)及び証券保管振替機構名義の株式600株に係る議決権の数6個を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を89,732個として計算しております。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下 第三位を四捨五入しております。
- (7) 買付代金 6,406 百万円
- (注) 買付代金は、買付予定数(4,591,786株)に本公開買付価格(1,395円)を乗じた金額を記載しております。
- (8) 決済の方法
  - ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
  - ② 決済の開始日平成22年9月21日(火曜日)

#### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送いたします(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(https://www.nomurajoy.jp/)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が 指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

#### ④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後すみやかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還いたします(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)。

### (9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容 買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等 の全部の買付けを行います。

### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下、「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしり及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、公開買付期間満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下、「独占禁止法」といいます。)に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがありえます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。)に公開買付応募申込の受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下、「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件といたします。なお、野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ(https://www.nomurajoy.jp/)に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の 支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者 の負担といたします。

#### ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

### ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表いたします。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正いたします。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正いたします。

### (7) 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表いたします。

#### (8) その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け又は公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

(10) 公開買付開始公告日 平成22年7月30日(金曜日)

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し
- (1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合にはすみやかに開示いたします。

### 4. その他

- (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容
  - ① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容
  - (i) 対象者によれば、対象者は、平成 22 年 7 月 29 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様が本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。
  - (ii) 以下の対象者役員は、当社が発行する新株予約権を保有しております。

氏名	役名	職名	株式に換算した数 (株)	株式に換算した 議決権数(個)
古川 雅道	常務取締役	管理本部長兼 管理部長	5, 000	10
丸尾 俊雄	取締役		20, 500	41
渡邉 誠	監査役(非常勤)		10,000	20

- (注1)役名、職名、株式に換算した数及び株式に換算した議決権数は、平成22年7月29日現在のものです。
- (注2) 丸尾 俊雄氏は、公開買付者の取締役を兼任しているため、平成22年8月18日に、ストックオプションとして公開買付者の新株予約権5個(株式に換算した数5,000株、株式に換算した議決権の数10個)の

#### 割当てを受ける予定です。

### ② 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

前記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

### ③ 利益相反を回避するための措置

前記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を 回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」をご参照ください。

#### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

# ① 平成23年3月期(第105期)第1四半期決算短信の公表

対象者は、平成22年7月29日に、東京証券取引所において、平成23年3月期第1四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、当該第1四半期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、監査法人の四半期レビューを受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

### (i) 損益の状況 (連結)

決算年月	平成23年3月期 (第105期第1四半期)	
売上高	2, 987, 875 千円	
売上原価	2,099,170千円	
販売費及び一般管理費	780, 403千円	
営業外収益	18,627千円	
営業外費用	34, 983千円	
四半期純利益	53, 576千円	

### (ii) 1株当たりの状況(連結)

決算年月	平成23年3月期 (第105期第1四半期)	
1株当たり四半期純利益	5円97銭	
1株当たり配当額		
1株当たり純資産額	1,972円30銭	

対象者によれば、対象者は、法第 24 条の4の7第1項及び令第4条の2の 10 第3項の規定に基づき、 平成22年6月末日経過後45日以内に、平成23年3月期(第105期)第1四半期(自 平成22年4月 1日 至 平成22年6月30日)に係る四半期報告書を提出予定とのことです。

### ② 平成23年3月期配当予想の修正

対象者の平成22年7月29日付「平成23年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者の取締役会は、平成22年7月29日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成23年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。

以上

### 【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引 (いわゆるインサイダー取引) 規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表 (平成 22 年 7 月 29 日午後 東京証券取引所の適時 開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻) から 12 時間を経過するまでは、株式会社NBCメッシュテックの株券等の買付け等が 禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(もしくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

### 【将来予測】

このプレスリリースには当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。